

琵琶湖森林づくり条例の改正および琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の策定について

1 琵琶湖森林づくり条例の改正について

琵琶湖森林づくり条例は、森林の多面的機能の持続的発揮を図ることにより、琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成16年3月に制定したもの。今回新たに顕在化する課題に対応するため、改正を行う。

(1) 森林・林業を取り巻く現状と課題

- ・人工林資源が利用期を迎える成熟する一方、林業生産活動の低迷等により伐採・植栽が行われず高齢化が進み、持続的な資源利用が困難化。手入れが進まない奥地の人工林は針広混交林を図り、また条件の良いところは林業生産活動を促すなど、現地の条件に応じた森林整備を行うとともに、伐採の促進や適切な更新を図る必要がある。
- ・県産材の活用は着実に増加。住宅や公共施設など様々な用途で需要を喚起し県産材の地産地消を推進する必要がある。
- ・県内各地で森林づくり団体が設立されるなど、県民協働による森林づくりが進展。全国植樹祭開催を機に、県民が一体となって水源林を守り育てる本県らしい取組を進める必要がある。
- ・「やまのこ」の実施が定着。次代の森林を支える人づくりを推進するため、森林環境学習や「木育」を継続して実施する必要がある。
- ・近年の台風や集中豪雨等の気象災害の頻発により、森林への風倒木等の被害だけでなく、電線や道路等のライフラインが寸断されるなど、県民の暮らしに直接影響する被害が増加。災害に強い森林づくりに取り組む必要がある。
- ・農山村では、過疎化・高齢化等により、地域の森林が放置され適切な管理が困難な状況となっている。森林づくりの基盤となる農山村の活性化を図る必要がある。
- ・本年4月に森林経営管理法が施行され、その財源として、森林環境譲与税が創設されるなど、放置林対策において、市町の役割が大きくなってきたり。

(2) 改正を検討する項目

ア 重視すべき機能や条件に応じた適切な森林づくりの推進

間伐を推進するとともに、重視すべき機能や立地条件に着目し、適切な森林への誘導や確実な更新を図る。

イ 災害に強い森林づくりの推進

県民生活に支障を来さないよう、災害に強い健全な森林づくりに取り組む。

ウ 森林・林業と農山村の活性化の促進

農山村地域において、様々な森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の多くの人々との関係性を作り出すこと等により、地域の活性化を図る。

エ 県産材の利用の促進

本県の森林や林業・木材産業を取り巻く現状を踏まえ、川上から川下までを通じた、より一層の県産材利用の促進を図る。また森林の重要性や木を使うことへの理解を促す「木育」に取り組む。

オ 広域的な課題への対応

条例第15条では県、市町等への提案その他の活動を行うことを目的とし、流域を単位とした森林づくりの組織の整備の促進に必要な措置を講ずることが規定されており、これまで県下6流域で組織化が図られるなど、十分に役割を果たしてきたところ。

一方、上記ア～エのような近年顕在化する課題に対しては、より広域的な視点での取組が必要であるため、県域と地域別での対応を重視する。

2 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の策定について

現基本計画が令和2年度（2020年度）に終期を迎えることから、令和3年度（2021年度）から始まる次期計画の策定を行う。

（1）琵琶湖森林づくり基本計画の位置づけ

琵琶湖森林づくり条例第9条の規定に基づく計画（条例に示す理念を実効あるものとするための基本的な計画）。滋賀県基本構想および第5次滋賀県環境総合計画に基づき、他の計画と調和させるとともに、森林法に基づく地域森林計画と整合を図る。

（2）計画期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）（10年間）

（3）琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の考え方

滋賀県の森林の将来の姿としてのビジョンを示すとともに、現基本計画の総括や対応すべき課題を踏まえ、10年後の目指す姿を検討する。

あわせてこの目指す姿の実現のため、この10年間で必要な施策について盛り込む。

ア 琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）の達成度の評価

現計画に規定する長期的な指標（基本施策）と中期的な指標（戦略プロジェクト）の達成度を検証し、評価を行う。

イ 新たに顕在化する課題への対応（条例改正に基づく）

- ・人工林資源は利用期を迎え成熟する一方、伐採が進まず高齢化が進行
- ・頻発する台風や集中豪雨などの気象災害による風倒木等被害の増加
- ・農山村における過疎化・高齢化の進行、適切な管理が行われない森林の増加
- ・川上から川下までを通じた県産材利用の一層の促進
- ・第72回全国植樹祭を機に県民一体となって水源林を守り育てる本県らしい取組の推進
- ・市町が中心となる新たな森林経営管理制度の推進
- ・林業への新規就業者の確保、既就業者の技術指導等の人材育成等の推進 等

3 今後の取組予定

条例改正の手続きと並行して第2期基本計画策定を行う。

令和元年 9月 森林審議会に、琵琶湖森林づくり条例および琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）策定の諮問

令和元年 10月 常任委員会に検討状況の報告

令和元年 10月 ～令和2年2月 タウンミーティング、県民意見交換会等の実施

令和2年 4月 森林審議会から、琵琶湖森林づくり条例改正について答申

令和2年 6月 森林審議会から、琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）について答申

令和2年度内

・琵琶湖森林づくり条例改正（案）について、11月定例会議に上程

・琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）について、令和2年度内に、計画（案）について県民政策コメントを経て、策定

琵琶湖森林づくり条例の改正項目(案)について

琵琶湖森林づくり条例

森林・林業を取り巻く課題 (改正を検討する項目)

目的(第1条)

基本方向を目的として示した

定義(第2条)

森林づくり、森林の多面的機能、森林所有者とは何かを規定

基本理念(第3条)

5項目の基本理念について規定

※重視すべき機能や条件に応じた適切な森林づくり、災害に強い森林づくり、持続可能な森林資源の循環利用、森林・林業と農山村の活性化の内容を反映する改正を検討

責務(第4条～第8条)

県、森林所有者、森林組合、県民、事業者の責務を規定

基本計画(第9条)

基本方向と今後の対応策について、基本計画を策定

(環境に配慮した森林づくり)

第10条 環境に配慮した森林施業等の推進

総合的かつ計画的な間伐対策

森林の土地の境界明確化の推進

共同施業、森林組合への委託による森林施業

鳥獣対策の推進

多様な主体による森林整備の推進

第11条 樹齢が特に高い樹木のある森林の保全

第12条 水源のかん養機能の維持および増進

(県民協働による森林づくり)

第13条 県民の主体的な参画の促進等

第14条 里山の保全の推進

第15条 流域における森林づくりに関する組織の整備の促進

第16条 びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間

(森林資源の循環利用の促進)

第17条 県産材の利用の促進

県産材の生産、加工および流通の合理化

第18条 森林資源の有効な利用の促進

(次代の森林を支える人材の確保、育成)

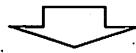
第19条 森林所有者の意欲の高揚等

第20条 森林組合の活性化

第21条 森林環境学習の促進

○重視すべき機能や条件に応じた適切な森林づくり

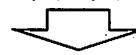
人工林資源は利用期を迎える一方、伐採が進まず高齢化し、持続的な資源利用が困難化



手入れが進まない奥地の人工林は針広混交林を図り、また条件の良いところは林業生産活動を促すなど、現地の条件に応じた森林整備とともに伐採の促進や適切な更新を図ることが必要

○災害に強い森林づくり

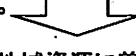
台風や集中豪雨等の気象災害の頻発に伴う風倒木により、電線や道路等のライフラインが寸断されるなどの被害が増加。



県民生活に支障を来さないよう、災害に強い健全な森林づくりに取り組むことが必要。

○森林・林業と農山村の活性化の促進

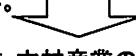
農山村地域では、過疎化・高齢化により森林の適切な管理が困難な状況。



様々な森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の人々との関係性を作り出すことなどにより、地域の活性化を図ることが必要。

○県産材の利用の促進

県産材の活用は確実に増加してきたが、素材生産量、需要量は伸び悩み。



本県の森林や林業・木材産業の現状を踏まえ、川上から川下までを通じた、より一層の県産材の利用の促進が必要。また森林の重要性や木を使うことへの理解を促す「木育」に取り組むことが必要。

○広域的な課題への対応

近年顕在化する課題に対してはより広域的な視点での取組が必要。

財政上の措置(第22条)、森林づくりの状況の公表(第23条)